

## 競争参加資格停止等事務処理要領

### 第1章 競争参加資格停止等措置

#### (競争参加資格停止)

第1条 総務・経理本部長は、工事等（東日本高速道路株式会社契約事務処理要領（平成23年2月21日東高技調第596号）。以下「事務処理要領」という。）第2条第1項に規定する工事等をいう。以下同じ。）の有資格者（東日本高速道路株式会社契約規程（平成17年規程第9号。以下「規程」という。）第5条に規定する競争参加資格を有する者をいう。以下同じ。）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、別表各号に規定する地域及び期間に基づいて、情状に応じて地域及び期間を定め、当該有資格者に対して競争参加資格停止を行うものとする。

2 総務・経理本部長は、競争参加資格停止を行う地域（以下「措置対象地域」という。）を定めるときは、別表第3に掲げる地域区分に従うものとする。

3 この要領において、本社は別表第3の地域3を所管するものとみなす。

4 総務・経理本部長は、第1項の競争参加資格停止を行ったときは、措置対象地域を所管する支社長に対し、措置の内容を通知するものとする。

5 総務・経理本部長が競争参加資格停止を行ったときは、措置対象地域を所管するすべての契約責任者（規程第3条第1項第1号に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、工事等の請負契約のため指名を行うに際し、当該競争参加資格停止に係る有資格者を指名してはならない。当該競争参加資格停止に係る有資格者を構成員とする共同企業体についても同様とする。また、当該競争参加資格停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

6 総務・経理本部長が競争参加資格停止を行ったときは、措置対象地域を所管するすべての契約責任者は、競争参加資格停止の期間中の有資格者から一般競争参加資格の確認を申請された場合は、当該有資格者に対して競争参加資格を認めてはならない。当該有資格者の一般競争参加資格を現に認めているときは、当該確認を取り消すものとする。

#### 《運用基準》

##### 第1 第1条（競争参加資格停止）関係

競争参加資格停止の期間中の有資格者が別表各号の措置要件に該当することとなった場合における当該競争参加資格停止の開始時期は、その措置を決定したときとする。

この場合、競争参加資格停止の通知は、別途行うものとする。

(共同企業体に対する措置)

第2条 総務・経理本部長は、共同企業体について競争参加資格停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該競争参加資格停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の競争参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、競争参加資格停止を併せ行うものとする。

2 総務・経理本部長は、第1条第1項、前項又は次条の規定による競争参加資格停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該競争参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、競争参加資格停止を行うものとする。

《運用基準》

第2 第2条（共同企業体に対する措置）関係

- 1 共同企業体の構成員の競争参加資格停止を併せ行うときの措置対象地域は、共同企業体の措置対象地域の範囲内とする。
- 2 第2項の規定に基づく共同企業体の競争参加資格停止は、競争参加資格停止の期間中の有資格者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、既に対象である工事について開札済であって新たな指名が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。
- 3 第2項の規定に基づく共同企業体の競争参加資格停止は、競争参加資格停止の期間中の有資格者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく競争参加資格停止については、第4条第2項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。

(下請負人に対する措置)

第3条 総務・経理本部長は、競争参加資格停止を行う場合において、有資格者である下請負人が当該競争参加資格停止について明らかに責めを負うと認められるときは、当該競争参加資格停止に係る元請負人の競争参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人に対して競争参加資格停止を行うものとする。

《運用基準》

第3 第3条（下請負人に対する措置）関係

下請負人に競争参加資格停止を併せて行うときの措置対象地域は、元請負人の措置対象地域の範囲内とする。

(競争参加資格停止の期間の特例)

第4条 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ競争参加資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における競争参加資格停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に規定する短期の2倍（当初の競争参加資格停止の期間が1か月に満たないときは1.5倍、別表第2第8号及び第9号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る競争参加資格停止の期間の満了後1か年を経

過するまでの間（競争参加資格停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第2第1号及び第2号又は第3号から第9号までの措置要件に係る競争参加資格停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号及び第2号又は第3号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 総務・経理本部長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第5条第1号から第3号の規定による短期未満の競争参加資格停止の期間を定める必要があるときは、競争参加資格停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

4 総務・経理本部長は、有資格者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える競争参加資格停止の期間を定める必要があるときは、当該長期の2倍（当該長期の2倍が36ヶ月を超える場合は36ヶ月）まで延長することができる。

5 総務・経理本部長は、競争参加資格停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項及び第5条の規定による期間の範囲内で当該競争参加資格停止の期間を変更することができる。

6 総務・経理本部長は、別表第2第8号又は第9号の措置要件に係る競争参加資格停止期間が満了した有資格者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の競争参加資格停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の競争参加資格停止措置期間を控除した期間をもって、新たに競争参加資格停止措置を行うことができるものとする。

7 総務・経理本部長は、別表第2第1号、第4号、第6号、第8号及び第11号に該当する有資格者に対して、競争参加資格停止期間が満了するまでに、当該有資格者においてコンプライアンス体制が確立されたことを報告させ、その確認ができない場合は、競争参加資格停止期間の延長等の措置を講じるものとする。

8 総務・経理本部長は、競争参加資格停止の期間中の有資格者が、当該競争参加資格停止について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格者に対する競争参加資格停止を解除するものとする。

《運用基準》

第4 第4条（競争参加資格停止の期間の特例）関係

- 1 有資格者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の競争参加資格停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
- 2 第4条第2項に定める短期加重措置要件に該当する場合であっても、短期加重措置を適用すべきでない認められる特別な事由がある場合には、短期加重措置は適用しないものとする。
- 3 下請負人又は共同企業体の構成員について短期加重措置を講じるときは、元請負人又は共同企業体の競争参加資格停止の期間を超えてその競争参加資格停止の期間を定めることができるものとする。
- 4 短期加重の措置の対象となり、かつ第5条各号の一に該当することとなった場合には、短期加重措置を受けた後の短期に加重を行うことができるものとする。
- 5 「コンプライアンス体制の確立がされたこと」とは、例えば、今後、同様な行為を行わせないようにするため、次のような措置を講じていることをいう。

- |   |
|---|
| (イ) 独占禁止法遵守に関する行動指針の作成及び改定                |
| (ロ) 営業担当者に対する定期的な研修及び監査                   |
| (ハ) 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規定の整理  |
| (ニ) 独占禁止法違反行為に係る通報者に対する免責等実効性のある社内通報制度の設置 |

(独占禁止法違反等の不正行為に対する競争参加資格停止の期間の特例)

第5条 総務・経理本部長は、第1条第1項の規定により競争参加資格停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第4条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を競争参加資格停止の期間の短期とする。

一 談合情報を得た場合又は東日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）の社員（以下「社員」という。）が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号、第6号又は第8号に該当したとき

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第8号に該当したときは、2.5倍）の期間

二 別表第2第3号から第9号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第8号及び第9号に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間

三 別表第2第3号、第4号、第5号、第8号又は第9号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があつたとき（前二号に掲げる場合を除く。）

それぞれの当該各号に定める短期の2倍（別表第2第8号及び第9号に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間

四 入札又は見積をするにあたり、入札に参加した者又は見積書を提出した者が不正行為防止約款を遵守することを誓約した場合、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第16号）第6条の規定に該当しないことを誓約した場合、若しくは当該入札又は見積に関して独占禁止法違反等不正行為を行っていないとの誓約書を提出した場合において、当該事案について、別表第2第4号、第6号又は第8号に該当したとき（第1号の場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月（別表第2第8号に該当する有資格者にあつては、1.5ヶ月）加算した期間

五 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号、第4号、第5号、第8号又は第9号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合は除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月（別表第2第8号及び第9号に該当する有資格者にあ

っては、1. 5ヶ月) 加算した期間

六 社員又は公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第9号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号及び第2号の規定に該当する場合は除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月（別表第2第8号及び第9号に該当する有資格者にあつては、1. 5ヶ月) 加算した期間

《運用基準》

第5 第5条（独占禁止法違反等の不正行為に対する競争参加資格停止の期間の特例）関係

- 1 第5条各号に掲げる事由の二以上に該当することとなった場合には、期間の加重を行うこと。
- 2 第5条第4号に該当することとなった場合で、かつ、第5号又は第6号に該当することとなった場合には、第4号に定める期間に加重を行うものとする。
- 3 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- 4 「公共機関の職員」（第6号並びに別表第2第2号、第5号及び第7号関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものである。

（競争参加資格停止の措置対象地域の特例）

第6条 総務・経理本部長は、有資格者が別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において、当該有資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、措置する地域の一部を限定して競争参加資格停止を行うことができる。

- 2 総務・経理本部長は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当し競争参加資格停止の期間中の有資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかになったときは、当該有資格者に対する競争参加資格停止の措置対象地域を変更することができる。

《運用基準》

第6 第6条（競争参加資格停止の措置対象地域の特例）関係

- 1 会社以外の者の発注に係る工事（以下「一般工事」という。）における事故に関して競争参加資格停止を行う場合において、当該事故の原因について作業員個人の責任が大きく請負人の責任が小さいと認められるときは、措置する地域の一部を限定して競争参加資格停止を行うことができるものとする。
- 2 「地域の一部を限定して競争参加資格停止を行う」とは、事案が発生した当該都道府県に限定して競争参加資格停止を行うことをいい、次のような場合を代表的な例とする。
  - (イ) 地域AにおいてB県に限定して競争参加資格停止を行う。
  - (ロ) 地域CにおいてD県及びE県に限定して競争参加資格停止を行う。

(競争参加資格停止の通知等)

第7条 総務・経理本部長は、競争参加資格停止を行い、競争参加資格停止の期間若しくは競争参加資格停止の措置対象地域を変更し、又は競争参加資格停止を解除したときは、当該競争参加資格停止に係る有資格者に対し遅滞なく競争参加資格停止通知書（別記様式第1号）、競争参加資格停止期間（及び）措置対象地域変更通知書（別記様式第2号）又は競争参加資格停止解除通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 総務・経理本部長は、前項の規定により競争参加資格停止の通知をする場合において、当該競争参加資格停止の事由が自らの所掌に係る工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

3 総務・経理本部長は、競争参加資格停止の期間若しくは競争参加資格停止の措置対象地域を変更し、又は競争参加資格停止を解除したときは、各本部長及び当該措置対象地域を所掌する支社長に措置の内容を通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約責任者は、競争参加資格停止の期間中の有資格者を随意契約並びに事務処理要領第140条第2項の基本契約及び個別契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ総務・経理本部長の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第9条 契約責任者は、競争参加資格停止の期間中の有資格者が当該競争参加資格停止に係る地域において、自らの発注に係る工事等を下請し、又は受託することを認めてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ総務・経理本部長の承認を受けたときは、この限りでない。

(書面又は口頭による警告又は注意の喚起)

第10条 総務・経理本部長は、競争参加資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。書面による警告又は注意の喚起を行う場合は、警告書（別記様式第4号）又は注意書（別記様式第5号）により通知するものとする。

2 総務・経理本部長は、前項の書面による警告又は注意の喚起を行ったときは、各本部長及び当該措置の原因となった工事等に係る契約（当該工事等に係る契約締結前の事務を含む）を所管する支社長に対し、措置の内容を通知するものとする。

(競争参加資格停止措置の公表)

第11条 総務・経理本部長は、有資格者に対して競争参加資格停止措置を講じた場合は、契約情報公表要領（平成24年3月13日東高技調第419号・東高技管第59号）の定めに基づき、別記様式第6号をホームページに掲載する方法により公表するものとする。

## 第2章 競争参加資格停止等措置に係る苦情処理手続き

### (対象となる措置)

第12条 本手続による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- 一 第1章の規定による競争参加資格停止（期間及び措置対象地域の変更を含む。以下「競争参加資格停止」という。）
- 二 第10条第1項の規定による書面又は口頭による警告又は注意の喚起(以下「警告等」という。)

### (競争参加資格停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第13条 総務・経理本部長は、第7条第1項の規定による通知において、競争参加資格停止の理由を明らかにするものとする。

- 2 総務・経理本部長は、競争参加資格停止又は警告等を行う場合には、当該競争参加資格停止又は警告等につき苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

### (苦情申立て)

第14条 競争参加資格停止又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について、代表取締役社長に対し、書面（次項及び第18条において「申立書面」という。）により苦情を申立てることができる。

- 2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 申立者の商号又は名称並びに住所
  - 二 申立てに係る措置
  - 三 申立ての趣旨及び理由
  - 四 申立ての年月日
- 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
  - 一 競争参加資格停止 当該競争参加資格停止の期間内
  - 二 警告等 当該警告等の翌日から起算して14日以内（休日（土曜、日曜及び祝日並びに年末年始をいう。以下同じ。）を含まない。）

### (苦情申立てに対する回答)

第15条 総務・経理本部長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に苦情申立回答書（別記様式第7号）により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

### (苦情申立ての却下)

第16条 総務・経理本部長は、第14条第3項の苦情申立て期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、苦情申立却下書（別記様式第8号）によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立てについての教示)

第17条 総務・経理本部長は、第15条第1項の規定による回答又は第16条の規定による却下をする場合には、苦情申立回答書又は苦情申立却下書に、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第18条 総務・経理本部長は、第15条第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び苦情申立回答書を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第19条 第15条第1項の規定による回答又は第16条の規定による却下に不服がある者は、代表取締役社長に対し、再苦情申立書(別記様式第9号)により再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

一 競争参加資格停止 当該競争参加資格停止の期間内(第15条第1項の規定による回答又は第16条の規定による却下の翌日から当該競争参加資格停止の終期までの期間が14日間(休日を含まない)に満たない場合にあっては、当該回答又は却下の翌日から起算して14日以内(休日を含まない。)とする。)

二 警告等 第15条第1項の規定による回答又は第16条の規定による却下の翌日から起算して14日以内(休日を含まない。)

(入札監視委員会に対する審議依頼)

第20条 総務・経理本部長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第21条 総務・経理本部長は、再苦情申立てを行った者に対し、入札監視委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)に、再苦情申立回答書(別記様式第10号)により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

一 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

二 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い総務・経理本部長が講じようとしている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第22条 総務・経理本部長は、第19条第2項の再苦情申立て期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、再苦情申立却下書(別記様式第11号)によりその再苦情申立てを却下することができるものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第23条 総務・経理本部長は、第21条第1項の規定による回答をしたときは、再苦情申立書及び再回答書を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

### 第3章 その他

(重要な競争参加資格停止措置)

第24条 会社が発注した契約に係る競争参加資格停止措置で、社会的に大きな影響を及ぼすおそれのあるものについては、第1条第1項の規定にかかわらず、社長が行うものとする。

2 前項に規定する場合については、第1条(第4項を除く。)、第2条、第3条、第4条及び第5条中の「総務・経理本部長」を「社長」と読み替えて本要領を適用するものとする。

## 別表第1

## 事故等に基づく措置基準

措置要件	地域及び期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 会社の発注する工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>発生地域について 当該認定をした日から1月以上 6月以内 (注1)</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>発生地域について 当該認定をした日から1月以上 6月以内</p>
<p>3 会社以外の者の発注に係る工事等の施行に当たり過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>発生地域について 当該認定をした日から1月以上 3月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事等の施行に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>発生地域について 当該認定をした日から2週間以上 4月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>発生地域について 当該認定をした日から1月以上 6月以内</p>
<p>6 会社以外の者の発注に係る工事等の施行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>発生地域について 当該認定をした日から1月以上 3月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとして認められるとき。</p>	<p>発生地域について 当該認定をした日から2週間以上 4月以内</p>

措置要件	地域及び期間
8 会社以外の者の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上2月以内

(注1) 発生地域とは、虚偽記載等の発生地を含む地域をいう。

《運用基準》

第7 別表第1 関係

1 一般工事における過失による粗雑工事の契約不適合の重大性の判断 (第3号)

一般工事において過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。

2 事故に基づく措置基準 (第5号から第8号まで)

公衆損害事故又は工事関係者事故が次の(イ)又は(ロ)に該当する事由により生じた場合は、原則として、競争参加資格停止を行わないものとする。

(イ) 作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故 (例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等)

(ロ) 第三者の行為により生じたものであると認められる事故 (例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)

3 会社発注工事における安全管理措置の不適切の判断 (第5号及び第7号関係)

会社発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として(イ)の場合とする。ただし、(ロ)によることが適当である場合には、これによることができる。

(イ) 会社が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は会社の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

(ロ) 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

4 一般工事における安全管理措置の不適切の判断 (第6号及び第8号関係)

一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	地域及び期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が会社の役員又は社員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等（有資格者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 一般役員等（有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>全地域について 逮捕又は公訴を知った日から4月以上12月以内（注1）</p> <p>発生地域（地域外所管を含む。）については 逮捕又は公訴を知った日から3月以上9月以内 その他の地域については 逮捕又は公訴を知った日から2月以上6月以内</p> <p>発生地域（地域外所管を含む。）については 逮捕又は公訴を知った日から2月以上6月以内 その他の地域については 逮捕又は公訴を知った日から1月以上3月以内</p>
<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p>	<p>全地域について 逮捕又は公訴を知った日から3月以上9月以内</p> <p>発生地域については 逮捕又は公訴を知った日から2月以上6月以内 その他の地域については 逮捕又は公訴を知った日から1</p>

措置要件	地域及び期間
<p>ハ 使用人</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(第4号、第5号第8号及び第9号に掲げる場合を除く。)</p> <p>4 会社の契約責任者が締結した請負契約に係る工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(第8号に掲げる場合を除く。)</p> <p>5 公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(第9号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 会社の契約責任者が締結した請負契約に係る工事等に関し、次のイ又はロに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第8号に掲げる場合を除く。)</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等又は使用人</p>	<p>月以上3月以内</p> <p>発生地域について 逮捕又は公訴を知った日から1月以上3月以内</p> <p>発生地域及び影響を受けた地域について 当該認定をした日から2月以上9月以内 (注2)</p> <p>発生地域(地域外所管を含む。)及び影響を受けた地域については 当該認定をした日から3月以上12月以内 その他の地域については 当該認定をした日から2月以上9月以内</p> <p>その他の地域について 刑事告発を知った日から1月以上9月以内</p> <p>全地域について 逮捕又は公訴を知った日から4月以上12月以内</p> <p>発生地域(地域外所管を含む。)については 逮捕又は公訴を知った日から3</p>

措置要件	地域及び期間
<p>7 公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第9号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>月以上12月以内 その他の地域については 逮捕又は公訴を知った日から2 月以上12月以内</p> <p>全地域について 逮捕又は公訴を知った日から3 月以上12月以内</p> <p>発生地域については 逮捕又は公訴を知った日から2 月以上12月以内 その他の地域については 逮捕又は公訴を知った日から1 月以上12月以内</p> <p>発生地域について 逮捕又は公訴を知った日から2 月以上12月以内</p>
<p>（重大な独占禁止法違反行為等）</p> <p>8 会社の契約責任者が締結した請負契約に係る工事等に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき。（当該工事等とその請負金額が国の政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用基準額以上であるものが含まれる場合に限る。）</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）</p> <p>ロ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>全地域について 刑事告発、逮捕又は公訴を知った 日から6月以上36月以内</p>

措 置 要 件	地域及び期間
<p>9 国土交通省の職員又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等で国土交通省の所掌に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、次のイ又はロに掲げる事由に該当することとなったとき（当該工事等にその請負金額が国の政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用基準額以上であるものが含まれる場合に限る。）</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）</p> <p>ロ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>（建設業法違反行為）</p> <p>10 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>11 会社の契約責任者が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>全地域について 刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6月以上36月以内</p> <p>発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内</p> <p>発生地域（地域外所管を含む。）については、当該認定をした日から2月以上9月以内 その他地域については 当該認定をした日から1月以上9月以内</p> <p>全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内</p> <p>全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内</p>

（注1） 発生地域とは、贈賄等の発生地を含む地域をいい、その他の地域とは、別表3に掲げる全地域から発生地域を除いた地域をいう。

(注2) 影響を受けた地域とは、建設資材等に係るもので、独占禁止法違反の排除措置命令等において明らかにされた地域を含む地域とする。

《運用基準》

第8 別表第2 関係

1 贈賄（第1号関係）

「代表権を有すると認めるべき肩書き」とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

2 独占禁止法違反行為（第3号、第4号、第5号、第8号及び第9号関係）

① 独占禁止法第3条に違反した場合は、次のイからニまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに競争参加資格停止を行うものとする。

(イ) 排除措置命令

(ロ) 課徴金納付命令

(ハ) 刑事告発

(ニ) 有資格者である法人の代表者、有資格者である個人又は有資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

② 独占禁止法第8条第1号に違反した場合は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに競争参加資格停止を行うものとする。

③ 別表第2第3号、第4号、第5号、第8号イ及び第9号イに定める措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの競争参加資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第2第3号、第4号、第5号、第8号イ及び第9号イに規定する期間の短期を下回る場合においては、第4条第3項の規定を適用するものとする。

3 業務（第3号及び第12号関係）

「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいうものとする。

4 建設業法違反行為（第10号及び第11号関係）

建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

(イ) 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が当該支社等が所管する区域内における建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

(ロ) 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（競争参加資格停止権者が軽微なものと判断した場合を除く。）

5 不正又は不誠実な行為（第12号関係）

業務に関する「不正又は不誠実な行為」とは、原則として、次の場合をいうものとする。

(イ) 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が当該支社等が所管する区域内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

(ロ) 会社発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格者の過失による入札手続の遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

別表第3

地 域 区 分

地域	区 域
1	北海道支社が所掌する区域
2	東北支社が所掌する区域
3	関東支社が所掌する区域
4	新潟支社が所掌する区域